

## 令和8年度 宗像市学校司書募集要項

1 任用形態 宗像市会計年度任用職員2級(地方公務員)

2 応募受付期間 令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金)

### 3 採用予定人数及び職務内容

| 採用予定人数 | 職務内容   |
|--------|--|
| 17名程度  | 宗像市立学校における司書業務<br>(1)学校図書館の環境整備<br>(2)学校が行う読書活動等の支援<br>(3)図書や図書館を活用した授業への支援(資料収集や授業補助など)<br>(4)図書に関する相談対応や助言<br>(5)学校図書館システムの操作<br>(6)その他学校図書館運営業務 |

### 4 勤務条件

|            |  |
|------------|--|
| 任用期間       | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで<br>※勤務成績が良好な場合、翌年度も任用を行うことがあります。   |
| 勤務日        | 月16日程度(1か月単位の変形労働時間制)<br>※原則、月曜日～金曜日(学校行事により土日勤務の場合あり)<br>国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み      |
| 勤務時間       | 8:20～16:50(各学校の勤務時間に準ずる。1日の勤務時間は7時間45分)  |
| 勤務場所       | 宗像市立学校図書館(地島小学校を除く)  |
| 報酬         | 月額189,825円～193,575円(令和7年11月1日現在)<br>※採用日前10年間について、本市職員(臨時の任用職員や嘱託員を含む)として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。 |
| 諸手当        | 費用弁償(通勤手当相当)、期末手当、勤勉手当<br>※給与関係の条例、規則の定めるところによる  |
| 休暇等        | 「宗像市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則」の定めるところによる(年次休暇、特別休暇等)  |
| 社会保険       | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険   |
| 公務災害<br>労災 | 労働者災害補償制度  |
| 服務         | ・地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。<br>(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)       |
| その他        | ・給与等支給日 毎月21日<br>・健康診断あり   |

## 5 応募資格

|      |   |
|------|---|
| 必要資格 | <p>① 司書資格を有する人(令和8年3月31日までに取得見込みを含む。ただし、同日までに取得できなかった場合は採用不可。)</p> <p>② 普通自動車運転免許(AT限定可)を取得している人</p>  |
| その他  | <p>(1) 下記に該当する人は試験を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの</li><li>・宗像市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</li><li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li></ul> <p>※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>(2) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、宗像市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。</p> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、誓約書の裏面に記載しています。ご参照ください。</p> |

## 6 採用・選考方法

|                        |   |
|------------------------|---|
| 選考方法<br>(書類選考)<br>(面接) | 採用試験は、書類選考、面接試験により行います。<br>面接日時等:令和8年1月17日(土)予定<br>※面接時間等詳細については、令和7年12月下旬に申込者に対して個別に連絡します。 |
|------------------------|---|

## 7 合否通知

令和8年1月30日(金)までに郵便で通知発送予定

※合否結果について、電話等による問い合わせにはお答えできません。

## 8 応募方法

### (1) 提出書類

①宗像市学校司書志願書:1部

②誓約書(両面)

③司書資格取得証明書の写し(取得見込みの場合は取得見込みの証明書):1部

※証明書の姓が旧姓の場合は、戸籍抄本(1部)を添付してください。

※面接当日、司書資格取得証明書(原本)の確認をさせていただきます。必ず持参してください。

※令和8年3月取得見込みの場合、司書資格取得証明書を取得後、原本を確認させていただきます。

### (2) 提出方法及び提出期限

持参または郵送による。いずれの場合も令和7年12月19日(金)午後5時必着

### (3) 提出先

〒811-3437 宗像市久原400番地 宗像市教育部図書課

※封筒おもて面に「宗像市会計年度任用職員2級応募書類在中」と朱書きで明記してください。

※提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。

## 9 個人情報の取り扱いについて

応募書類に記載された個人情報については、本試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

## 10 その他

試験に合格し採用となった場合、地方公務員法の規定に基づき、すべて条件付採用となります。採用後、1ヶ月を良好な成績で勤務したときに、会計年度任用職員として正式採用となります。

なお、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるときは、合格・採用を取り消すことがあります。

【問い合わせ先】  
宗像市教育部図書課  
担当:深山  
電話:0940-34-2264

宗像市学校司書志願書(おもて面)

|    |          |
|----|----------|
| 提出 | 令和 年 月 日 |
|----|----------|

|   |                                |  |                             |   |
|---|--------------------------------|--|-----------------------------|---|
| フリガナ  | 生年月日                           |  | 年 月 日生                      | 写真貼付<br>1. 4cm×3cm<br>2. 脱帽<br>3. 正面向<br>4. 上半身<br>5. 6ヶ月以内撮影 |
| 氏名  | 年齢                             | 歳<br>(令和8年4月1日現在)  |                             |   |
| 現住所   | 〒 [固定電話] ー ー ]<br>[携帯電話] ー ー ] |  |                             |   |
| 学歴<br><br>中学卒業から最終卒業<br>(見込)学校まで記入<br><br>卒業、卒業見込等を<br>卒業区分欄に記入 | 在学期間                           |  | 学校名<br>(学部・学科・専攻などできるだけ詳しく) | 卒業区分<br>卒業・修了・中退  |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
| 職歴<br><br>(直近の5つを記入)  | 在職期間                           |  | 勤務先                         | 雇用形態<br>(正規職員・非常勤職員・パート等)                                     |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
|   | 年 月 日 ~                        | 年 月 日  |                             |   |
| 学校司書、図書館<br>の勤務経験(職歴)   | 学校司書                           | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有(計 年 か月) | (有の場合、在職期間、勤務先、雇用形態、職務内容など) |   |
|   | 大学図書館、<br>公共図書館、<br>その他の図書館    | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有(計 年 か月) | (有の場合、在職期間、勤務先、雇用形態、職務内容など) |   |

## 宗像市学校司書志願書志願書(うら面)

|   |                            |                            |                             |
|---|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 司書の資格<br>取得年月日  | 年　　月　　日                    | 運転免許                       | 有　・　無                       |
|   |                            | 自動車通勤                      | 可　・　不可                      |
| 司書資格以外の<br>資格免許   |                            |                            |                             |
| パソコンの操作等  | ①Wordを使って、文書の作成ができる。       | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
|   | ②Excelを使って、簡単な表作成ができる。     | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
|   | ③インターネットでの検索や電子メールの送信ができる。 | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
|   | ④その他の技能がある。                | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無  |
|   |                            |                            | (有の場合具体的に: _____)           |
| 勤務について  | ①令和8年4月1日から宗像市での勤務は可能ですか。  | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
|   | ②小学校、中学校のどちらでも勤務は可能ですか。    | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
|   | ③大島学園での勤務は可能ですか。           | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
| 学校図書館で勤務<br>するにあたっての特<br>技など(アピールポイ<br>ント等)   |                            |                            |                             |
| 図書館や子どもの<br>読書活動、子どもに<br>関わるボランティア<br>活動の経験   | □ 有(具体的な内容)                |                            |                             |
|   | □ 無                        |                            |                             |
| 志望の動機、採用<br>後の抱負など  |                            |                            |                             |
| 勤務に際して配慮<br>を希望する事項<br>(子の保育等)  |                            |                            |                             |
| <p>私は、宗像市学校司書採用選考を受けたいので、募集案内に記載の勤務条件等を承諾のうえ申します。<br/>なお、私は応募資格をすべて満たしており、この志願書の記載事項はすべて事実と相違ありません。</p> |                            |                            |                             |
| 令和　　年　　月　　日　　署名 _____   |                            |                            |                             |

## 誓約書

私は、宗像市（宗像市教育委員会）の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

年       月       日

氏名（自署）

(誓約書裏面)

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(うち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの)

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの